

法科大学院評価基準要綱新旧対照表（抄）（令和２年度以降実施分）

（下線の部分は改定箇所）

新	旧	改定理由
（同右）	I 総則	
（同右）	2 評価基準の性質及び機能	
2－2 評価基準は、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「連携法」という。）第2条に規定する「法曹養成の基本理念」及び専門職大学院設置基準に規定される法科大学院の設置基準等を踏まえて、学校教育法第109条第5項に基づき、機構が、法科大学院の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定（以下「適合認定」という。）をする際に法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものである。	2－2 評価基準は、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」第2条に規定する「法曹養成の基本理念」及び専門職大学院設置基準に規定される法科大学院の設置基準等を踏まえて、同法第5条に基づき、機構が、法科大学院の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定（以下「適格認定」という。）をする際に法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものである。	学校教育法第109条第5項が新設されるとともに、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の改正により、条数が変更となったため、改定する。
3 適合認定	3 適格認定	学校教育法の改正により、改定する。
3－1 機構は、各基準の判断結果を総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、法科大学院に適合認定を与える（以下、機構から適合認定を受けた法科大学院を「機構認定法科大学院」という。）。 法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの判断は、各基準のうち、特に重点基準の判断結果を踏まえて行うものとする。	3－1 機構は、各基準の判断結果を総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、法科大学院に適格認定を与える（以下、機構から適格認定を受けた法科大学院を「機構認定法科大学院」という。）。 法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの判断は、各基準のうち、特に重点基準の判断結果を踏まえて行うものとする。	同上
（同右）	II 基準及び解釈指針	

新	旧	改定理由
(同右)	第2章 教育内容	
(同右)	2-1-1：重点基準 法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。 すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。	
解釈指針2-1-1-1 法科大学院の教育課程は、法科大学院が司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関であることを踏まえて、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ体系的に行われるよう編成され、かつ、状況の変化等に対応した見直しが行われることが必要である。	解釈指針2-1-1-1 法科大学院の教育課程は、法科大学院が司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関であることを踏まえて、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成され、かつ、状況の変化等に対応した見直しが行われることが必要である。	法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の改正及び専門職大学院設置基準の一部を改正する省令の施行により、改定する。
解釈指針2-1-1-2 学校教育法第89条の規定により大学を卒業（以下「早期卒業」という。）して法科大学院に入学しようとする者及び学校教育法第102条第2項の規定により法科大学院に入学（以下「飛び入学」という。）しようとする者を法学既修者として認定する場合には、法科大学院教育の段階性及び体系性を維持するため、カリキュラムの適切な編成及び学修指導に十分な配慮がされる必要がある。	解釈指針2-1-1-2 飛び入学者を法学既修者として認定する場合には、法科大学院教育の段階性及び完結性を維持するため、カリキュラムの適切な編成及び学修指導に十分な配慮がされる必要がある。	同上
解釈指針2-1-1-3 他の法科大学院からの転入学を認める場合には、法科大学院教育の段階性及び体系性を維持	解釈指針2-1-1-3 他の法科大学院からの転入学を認める場合には、法科大学院教育の段階性及び完結性を維持	同上

新	旧	改定理由
するため、カリキュラムの適切な編成及び学修指導に十分な配慮がされる必要がある。 2-1-3：重点基準 次の各号に掲げる授業科目が適切な科目区分の下に開設されていること。 (1) 法律基本科目 (憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。) (2) 法律実務基礎科目 (法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。) (3) 基礎法学・隣接科目 (基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。) (4) 展開・先端科目 (先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)	するため、カリキュラムの適切な編成及び学修指導に十分な配慮がされる必要がある。 2-1-3：重点基準 次の各号に掲げる授業科目が適切な科目区分の下に開設されていること。 (1) 法律基本科目 (憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。) (2) 法律実務基礎科目 (法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。) (3) 基礎法学・隣接科目 (基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。) (4) 展開・先端科目 (応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)	専門職大学院設置基準の一部を改正する省令の施行により、改定する。
解釈指針 2-1-3-5 展開・先端科目は、社会の多様な法的ニーズに応え、<u>先端的な法領域、その他の実定法に関する多様な分野</u>について基礎的又は発展的な理解を得させるために、必要に応じて実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目である。	解釈指針 2-1-3-5 展開・先端科目は、社会の多様な法的ニーズに応え、<u>応用的・先端的な法領域</u>について基礎的又は発展的な理解を得させるために、必要に応じて実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目である。	同上
2-1-4：重点基準 基準 2-1-3 の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当されていること。 法律基本科目については、<u>連携法第4条第1号に規定する専門的学識（専門的な法律知識その他の学識をいう。）</u>を涵養するための教育を行	2-1-4：重点基準 基準 2-1-3 の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当されていること。	専門職大学院設置基準の一部を改正する省令の施行により、改定する。

新	旧	改定理由
<u>う科目（以下「基礎科目」という。）を履修した後に、同条第2号に規定する応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう。）を涵養するための教育を行う科目（以下「応用科目」という。）を履修できるよう段階的・体系的な教育課程とすること、また、他の科目群は、法律基本科目の学修に応じて段階的・体系的に学ぶことができるよう教育課程を編成すること。</u>		
（同右）	2-1-8 基準2-1-3（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されていること。	
（同右）	解釈指針2-1-8-1 展開・先端科目は、多様な内容の授業科目が開設されており、学生が多様な分野の科目の履修をすることができるようにされている必要がある。	
<u>解釈指針2-1-8-2 展開・先端科目においては、法曹となろうとする者に必要とされる専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその応用能力を涵養するための教育を行う科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）及び国際関係法（私法系）の全てを開設するよう努めている必要がある。</u>	（新設）	専門職大学院設置基準の一部を改正する省令の施行により、新設する。
（同右）	第3章 教育方法	
3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、 <u>原則50人以下</u> とすること。	3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、 <u>50人を標準</u> とすること。	専門職大学院設置基準の一部を改正する省令の施行により、改定する。
<u>解釈指針3-1-2-1 法律基本科目について同時に授業を行う学生数が75人を超える場合には、超えるに至った事情及びそれを将来的に是正する措置が明らかにされているとともに、当該授業科目の授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件に</u>	<u>解釈指針3-1-2-1 法律基本科目について同時に授業を行う学生数が、75人を超えている場合は、原則として、「標準」の範囲内にあるといえない。 75人を超える場合には、超えるに至った事情及びそれを将来的に是正する措置が明らかに</u>	同上

新	旧	改定理由
照らして、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うことが妨げられないための具体的な措置が講じられていることが必要である。(解釈指針３－２－１－３及び解釈指針３－２－１－４を参照。)	されているとともに、当該授業科目の授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件に照らして、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うことが妨げられないための具体的な措置が講じられていることが必要である。(解釈指針３－２－１－３及び解釈指針３－２－１－４を参照。)	
解釈指針３－２－１－３ <u>「授業科目の性質に応じた適切な方法」とは、専門職大学院設置基準第８条第１項に規定する方法のほか、連携法第４条第２号及び第３号に規定する論述の能力その他の専門的学識の応用能力を涵養するために必要な方法をいう。</u>	解釈指針３－２－１－３ <u>「授業科目の性質に応じた適切な方法」とは、各授業科目の目的を効果的に達成するため、少人数による双方向的又は多方向的な討論（教員と学生の間、又は学生相互の間において、質疑応答や討論が行われていることをいう。）、現地調査、事例研究その他の方法であって、適切な教材等を用いて行われるものをいう。</u>	同上
(同右)	第４章 成績評価及び修了認定	
４－１－１：重点基準 学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。 （１）成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。 （２）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知し、公表されていること。 （３）成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。 （４）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。 （５）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。 （６）再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。 （７）期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価	４－１－１：重点基準 学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。 （１）成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。 （２）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。 （３）成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。 （４）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。 （５）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。 （６）再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。 （７）期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価	専門職大学院設置基準の一部を改正する省令の施行により、改定する。

新	旧	改定理由
を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。	を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。	
解釈指針 4-3-1-4 (1) 法学既修者としての認定は、法学未修者 1 年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われていることが必要である。この場合において、履修免除単位数が 20 単位を下回らない範囲で次に掲げる取扱いをすることができる。 ア 教育上有益と認められる場合、一括して免除されるべき単位数の中から 6 単位を限度として、履修免除単位数を減少させることができる。 イ 法学未修者 1 年次に配当される必修の法律基本科目の一部について、2 年次以降に履修することを前提に、法律科目試験の出題範囲に含めず、履修免除を行わないものとするができる。 (2) 早期卒業により入学する者及び飛び入学する者を法学既修者として認定する場合においては、法学未修者 1 年次に配当される必修の法律基本科目の履修免除は、履修免除単位数が 20 単位を下回らない範囲で次の方法で行われていることが必要である。 ア 法学既修者認定試験において法学未修者 1 年次に配当される必修の法律基本科目すべてについて法律科目試験を実施する場合には、履修免除は、法学未修者 1 年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われていることが必要である。この場合には、(1) アに定めた取扱いをすることができる。 イ 法学既修者認定試験において法学未修者 1 年次に配当される必修の法律基本科目の一部について試験を実施する場合には、履	解釈指針 4-3-1-4 (1) 法学既修者としての認定は、法学未修者 1 年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われていることが必要である。この場合において、履修免除単位数が 20 単位を下回らない範囲で次に掲げる取扱いをすることができる。 ア 教育上有益と認められる場合、一括して免除されるべき単位数の中から 6 単位を限度として、履修免除単位数を減少させることができる。 イ 法学未修者 1 年次に配当される必修の法律基本科目の一部について、2 年次以降に履修することを前提に、法律科目試験の出題範囲に含めず、履修免除を行わないものとするができる。 (2) <u>飛び入学制度を活用して法学既修者認定試験を実施する場合において、法学未修者 1 年次に配当される必修の法律基本科目の履修免除は、履修免除単位数が 20 単位を下回らない範囲で次の方法で行われていることが必要である。</u> ア 法学既修者認定試験において法学未修者 1 年次に配当される必修の法律基本科目すべてについて法律科目試験を実施する場合には、履修免除は、法学未修者 1 年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われていることが必要である。この場合には、(1) アに定めた取扱いをすることができる。 イ 法学既修者認定試験において法学未修者 1 年次に配当される必修の法律基本科目の一部について試験を実施する場合には、履	「法学既修者認定における一括して免除する方法に関する取扱いについて（平成 30 年 6 月 28 法科大学院認証評価委員会決定）」で解釈指針の取扱いの変更を周知しているが、今回の要綱の改定にあわせて、改定する。

新	旧	改定理由
修免除は、法律科目試験を実施した法律基本科目すべての単位を一括して免除することが必要である。この場合において、法学未修者１年次に配当される必修の法律基本科目のうち法律科目試験を実施しなかったものについては、法学既修者として認定した者に対して、入学までに当該科目の試験を実施し、これに合格した者に対して当該科目の履修免除を行うことができる。 (３) 法学既修者であることを理由とする履修免除は、必修の法律基本科目に限って行われていることが必要である。	修免除は、法律科目試験を実施した法律基本科目すべての単位を一括して免除することが必要である。この場合において、法学未修者１年次に配当される必修の法律基本科目のうち法律科目試験を実施しなかったものについては、法学既修者として認定した者に対して、入学までに当該科目の試験を実施し、これに合格した者に対して当該科目の履修免除を行うことができる。 (３) 法学既修者であることを理由とする履修免除は、必修の法律基本科目に限って行われていることが必要である。	
(同右)	第６章 入学者選抜等	
６－１－４：重点基準 入学者選抜に当たっては、<u>入学者が連携法第４条各号に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価され、判定されていること。</u>	６－１－４：重点基準 入学者選抜に当たっては、<u>法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。</u>	法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の改正により、改定する。
(同右)	解釈指針６－１－４－１ 入学者選抜に当たっては、文部科学省が策定する「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」に即して実施するとともに、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等が、適確かつ客観的に評価されていることが必要である。	
(同右)	解釈指針６－１－４－２ 法学未修者に対して、法律学の知識及び能力の到達度を測ることができる試験（法学検定試験等）の結果を加点事由とすることは適切ではない。	
解釈指針６－１－４－３ 法学既修者の入試科目及び出題範囲は、原則として、法学未修者コース１年次教育の科目及び範囲と等しいことが求められる。 法学既修者の入学試験において、<u>早期卒業による入学のための試験及び飛び入学のための試験を実施する場合</u>には、入学後に十分な学修を	解釈指針６－１－４－３ 法学既修者の入試科目及び出題範囲は、原則として、法学未修者コース１年次教育の科目及び範囲と等しいことが求められる。 法学既修者の入学試験において、<u>学部３年次生の受験を認めるいわゆる飛び入学のための試験を実施する場合</u>には、入学後に十分な学修を	法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の改正により、改定する。

新	旧	改定理由
期待することができる適性及び能力をもつ者であることを、学部における成績などもあわせて考慮して、適確に判定することが求められる。	期待することができる適性及び能力をもつ者であることを、学部における成績などもあわせて考慮して、適確に判定することが求められる。	
解釈指針 6-1-5-1 多様性を確保するため、入学者選抜において、次の各号に掲げる措置が講じられていることが必要である。 (1) 大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を適切に評価するよう努めていること。 (2) 実務等の経験を有する者については、多様な実務経験及び社会経験を適切に評価するよう努めていること。 (3) 入学者選抜の実施方法や実施時期に関して、就業者その他の職業経験を有する者及び、法学を履修する課程以外の大学の課程を修了し、又は修了予定である者に対して適切に配慮するよう努めること。 (4) 入学者選抜の実施方法や実施時期に関して、早期卒業して入学しようとする者及び飛び入学しようとする者に対して適切に配慮するよう努めること。	解釈指針 6-1-5-1 多様性を確保するため、入学者選抜において、次の各号に掲げる措置が講じられていることが必要である。 (1) 大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を適切に評価するよう努めていること。 (2) 実務等の経験を有する者については、多様な実務経験及び社会経験を適切に評価するよう努めていること。	同上
(同右)	第 1 1 章 自己点検及び評価等	
(同右)	1 1-2 情報の公表	
(同右)	1 1-2-1 法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。	
解釈指針 1 1-2-1-1 法科大学院の教育研究活動等の状況については、次の各号に掲げる事項が、毎年度、公表されている必要がある。 (1) 設置者に関すること	解釈指針 1 1-2-1-1 法科大学院の教育研究活動等の状況については、次の各号に掲げる事項が、毎年度、公表されている必要がある。 (1) 設置者に関すること	法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の改正及び専門職大学院設置基準の一部を改正する省令の施行により、改定する。

新	旧	改定理由
(2) 教育の理念及び目標に関すること (3) 教育上の基本組織に関すること (4) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位、教育研究業績及び実務経験に関すること (5) 入学者受入方針並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること (6) 収容定員、在籍者の数及び進級の状況に関すること (7) 法科大学院の課程の修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、教育課程を履修する上で求められる学識及び能力、標準修業年限、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること (8) 学修の成果に係る評価、並びに進級及び修了の認定に当たっての基準及び実施状況に関すること (9) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境に関すること (10) 授業料、入学料その他の法科大学院を置く大学が徴収する費用に関すること (11) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること (12) 修了者の数、入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合及び年度当初に在籍した者のうち年度途中で退学した者の占める割合に関すること (13) 司法試験の合格者数及び合格率その他修了者の進路に関すること	(2) 教育の理念及び目標に関すること (3) 教育上の基本組織に関すること (4) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位、教育研究業績及び実務経験に関すること (5) 入学者受入方針並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること (6) 収容定員、在籍者の数及び進級の状況に関すること (7) 法科大学院の課程の修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、標準修業年限、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること (8) 学修の成果に係る評価、並びに進級及び修了の認定に当たっての基準に関すること (9) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境に関すること (10) 授業料、入学料その他の法科大学院を置く大学が徴収する費用に関すること (11) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること (12) 修了者の数並びに <u>司法試験の合格者数及び合格率その他修了者の進路に関すること</u>	
(同右)	解釈指針 1 1-2-1-2 解釈指針 1 1-2-1-1 の各号に掲げる事項のほか、教育の理念及び目標に基づき学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表していることが望ましい。	
(同右)	解釈指針 1 1-2-1-3 解釈指針 1 1-2-1-1 (4) にいう各教員	

新	旧	改定理由
	の教育研究業績及び実務経験には、次の各号に掲げる事項を含むことが必要である。 (1) 研究者教員については、担当授業科目名、主な職歴、及び最近5年間における主な研究業績 (2) 実務家教員については、担当授業科目名、並びに法律実務に関する主な経歴、実績及び著作 (3) 専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での主な公的活動及び社会貢献活動	
<u>解釈指針11-2-1-4</u> <u>解釈指針11-2-1-1(7)にいう授業科目には、法律基本科目における基礎科目及び応用科目並びに解釈指針2-1-8-2に定める科目として開設するものの名称を含むことが必要である。</u>	(新設)	法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の改正及び専門職大学院設置基準の一部を改正する省令の施行により、新設する。
<u>解釈指針11-2-1-5</u> <u>解釈指針11-2-1-1(11)には、修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関することを含むことが必要である。</u>	(新設)	同上
<u>解釈指針11-2-1-6</u> <u>法曹養成連携協定を締結している場合は、文部科学省が策定する「法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン」に示されている教育課程等の情報を公表することが必要である。</u>	(新設)	同上
(同右)	Ⅲ 評価の組織及び方法等	
(同右)	1 評価の種類	
1-1 学校教育法第109条第3項に規定する認証評価を実施するに当たっては、次の2種類の評価をもって実施する。 (1) 本評価 法科大学院の教育活動等の状況について、評価基準に適合しているかどうかの判断を行う評価	1-1 学校教育法第109条第3項に規定する認証評価を実施するに当たっては、次の2種類の評価をもって実施する。 (1) 本評価 法科大学院の教育活動等の状況について、評価基準に適合しているかどうかの判断を行う評価	学校教育法の改正により、改定する。

新	旧	改定理由
(2) 追評価 本評価において<u>適合</u>認定を受けられなかった法科大学院を対象として、本評価時に満たしていないとされた基準について満たしているか否かの判断を行い、先の本評価と併せて、評価基準に適合しているかどうかの判断を行う評価 (同右)	(2) 追評価 本評価において<u>適格</u>認定を受けられなかった法科大学院を対象として、本評価時に満たしていないとされた基準について満たしているか否かの判断を行い、先の本評価と併せて、評価基準に適合しているかどうかの判断を行う評価	
3-5 評価結果を確定する前に、評価結果(案)を当該法科大学院を置く大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設ける。 意見の申立てがあった場合は、再度審議を行った上で、評価結果を確定する。 意見の申立てのうち、 <u>適合</u> と認定されない評価結果(案)に対する意見の申立ての審議を行うに当たっては、評価委員会の下にその年度の評価に加わらない者からなる専門部会を置く。専門部会は、意見の申立てに理由があるかどうかについて審査を行い、評価委員会は、その議を踏まえて評価結果を確定するものとする。 (同右)	3-5 評価結果を確定する前に、評価結果(案)を当該法科大学院を置く大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設ける。 意見の申立てがあった場合は、再度審議を行った上で、評価結果を確定する。 意見の申立てのうち、<u>適格</u>と認定されない評価結果(案)に対する意見の申立ての審議を行うに当たっては、評価委員会の下にその年度の評価に加わらない者からなる専門部会を置く。専門部会は、意見の申立てに理由があるかどうかについて審査を行い、評価委員会は、その議を踏まえて評価結果を確定するものとする。	学校教育法の改正により、改定する。
5-1 機構は、本評価において <u>適合</u> 認定を受けられなかった法科大学院を対象として、当該法科大学院を置く大学からの申請に基づき、追評価を実施する。 当該法科大学院の追評価の申請は、本評価実施年度の翌々年度まで受け付けるものとする。 申請の方法等については、別に定める。	5-1 機構は、本評価において<u>適格</u>認定を受けられなかった法科大学院を対象として、当該法科大学院を置く大学からの申請に基づき、追評価を実施する。 当該法科大学院の追評価の申請は、本評価実施年度の翌々年度まで受け付けるものとする。 申請の方法等については、別に定める。	学校教育法の改正により、改定する。
5-2 機構は、本評価時に満たしていないとされた基準について満たしているか否かの判断を行い、先の本評価と併せて総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、法科大学院に <u>適合</u> 認定を与える。 (同右)	5-2 機構は、本評価時に満たしていないとされた基準について満たしているか否かの判断を行い、先の本評価と併せて総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、法科大学院に<u>適格</u>認定を与える。	同上
	6 予備評価	

新	旧	改定理由
6－3 予備評価の内容等は次のとおりとする。 (1) 予備評価は、原則として本評価と同様に実施する。 ただし、初年度の入学者（3年課程）の修了以前の段階においては評価し得ない部分について、予備評価においては実施しないものとする。 (2) 予備評価の評価結果は、当該法科大学院を置く大学に通知するが、文部科学大臣への報告、社会への公表を行うものではない。 (3) 予備評価は、法科大学院に<u>適合</u>認定を与えるものではない。	6－3 予備評価の内容等は次のとおりとする。 (1) 予備評価は、原則として本評価と同様に実施する。 ただし、初年度の入学者（3年課程）の修了以前の段階においては評価し得ない部分について、予備評価においては実施しないものとする。 (2) 予備評価の評価結果は、当該法科大学院を置く大学に通知するが、文部科学大臣への報告、社会への公表を行うものではない。 (3) 予備評価は、法科大学院に<u>適格</u>認定を与えるものではない。	学校教育法の改正により、改定する。

※ 令和2年度以降実施の法科大学院認証評価及び年次報告書等の調査より適用。